

標準文書保存期間基準（保存期間表）（家裁事件部）

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間			
				大分類	中分類	名称 (小分類)				
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	立案基礎文書	基本方針、基本計画、最高裁判所規則、最高裁判所規程	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	訟務一般	【例規】訟務一般（●●年度）	10年			
	(2) 制定又は改廃	ア 規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書	規則案、規程案、理由、新旧対照条文、裁判官会議資料		民事	【例規】民事（●●年度）				
		イ 下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本	下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本		刑事	【例規】刑事（●●年度）				
	(3) 官報公告	官報公告に関する文書	官報公告の写し		家事	【例規】家事（●●年度）				
					少年	【例規】少年（●●年度）				
	事件報告	【例規】事件報告（●●年度）								
(4) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	逐条解説、ガイドライン、通達、運用の手引	記録保存	【例規】記録保存（●●年度）						
(5) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用	制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の解釈又は運用のための文書	逐条解説、ガイドライン、運用の手引	訟務	【例規】訟務（●●年度）						
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案基礎文書	基本方針、基本計画	職員人事（事務）	会計	【例規】会計（●●年度）				
		イ 通達の制定又は改廃のための決裁文書	通達案		支出	【例規】支出（●●年度）				
	(2) 制定され、又は改廃された通達の運用	最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引		保管金、保管有価証券	【例規】保管金、保管有価証券（●●年度）				
					裁判統計	【例規】裁判統計（●●年度）				
	文書	【例規】文書（●●年度）								
	外事・庶務	【例規】外事・庶務（●●年度）								
	3 職員の人事に関する事項	(1) 裁判官以外の職員の試験、選考等に関する業務	裁判官以外の職員の試験、選考等に関する連絡文書		一時的通達	職員人事（事務）		試験、選考（連絡文書）	試験、選考（連絡文書）（●●年度）	5年
		(2) 職員の研修に関する業務	研修に関する連絡文書		一時的通達			研修（連絡文書）	研修（連絡文書）（●●年度）	5年
		(3) 栄典又は表彰の授与又は剥奪の重要な経緯	栄典又は表彰の授与又は剥奪に関する文書		上申書、伝達文書、受章者名簿			栄典	栄典（●●年度）	10年
	4 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務	事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書		一時的通達	訟務（事務）		訟務一般	訟務一般（●●年度）	5年
(2) 民事に関する業務		民事実体法及び民事訴訟、人事訴訟、民事非訟、民事執行、破産、民事再生、人身保護その他の民事に関する連絡文書	一時的通達		民事	民事（●●年度）	5年			
(3) 行政事件に関する業務		行政事件に関する連絡文書	一時的通達		行政事件	行政事件（●●年度）	5年			
(4) 刑事に関する業務		刑事実体法及び刑事訴訟、刑事補償、恩赦、刑事施設その他の刑事並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判等に関する連絡文書	一時的通達		刑事	刑事（●●年度）	5年			
(5) 家事に関する業務		家事審判、家事調停その他の家事に関する連絡文書	一時的通達		家事	家事（●●年度）	5年			
(6) 少年に関する業務		少年審判その他の少年に関する連絡文書	一時的通達		少年	少年（●●年度）	5年			
(7) 弁護士及び弁護士会に関する業務		弁護士及び弁護士会に関する連絡文書	一時的通達		弁護士	弁護士（●●年度）	5年			
(8) 事件報告に関する業務		ア 裁判、審判及び調停の事件報告に関する連絡文書		一時的通達、報告文書		事件報告	事件報告（●●年度）	5年		
		イ 国を当事者とする訴訟に関する報告文書		期日の結果及び審理の予定に関する報告文書、終局の報告書、確定の報告書		記録保存	記録保存	5年		
(9) 事件記録の保存に関する業務		ア 会同又は会議の開催に関する重要な経緯		開催通知		会同、会議	会同、会議（●●年度）	3年		
		イ 会同又は会議に提出された文書		配布資料						
	ウ 会同又は会議の結果が記録された文書		議事録、結果報告書							
(10) 訟廷事務等に関する業務（(1)から(9)までに該当するものを除く。）	ア 最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書		連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書		連絡文書	連絡文書（●●年度） 事件記録引継報告書・予納慰家事保管金等検査書（●●年度） 連絡文書（事件記録の廃棄・検査）（●●年度）	5年			
	イ 最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書、国際司法共助（嘱託・受託）に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会（行政共助）に関する文書 国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の提訴予告通知に関する文書		最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査嘱託依頼書、照会書、調査票、嘱託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分の申立書			判決書等写し、調査回答書	判決書等写し、調査回答書、事務連絡（●●年度） 外国司法送達共助（●●年度）	1年		

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間	
				大分類	中分類	名称 (小分類)		
5 会計に関する事項	(1) 役務に関する業務	ア 役務の契約に関する文書（役務の契約に係る決裁文書その他契約に至る過程が記録された文書を含む。）	仕録書案、予定価格調書、入札経過調書、契約伺い、協議・調整経緯、契約書、発注書、附属書類、業務関係図書（業務計画書、作業計画書、名簿）、業務報告書	会計（事務）	役務（契約書）	役務（契約書）（●●年度）	契約が終了する日に係る特定日以後5年	
		イ 録音反訳の実施に関する文書	録音反訳方式利用事件一覧、発注書、完成通知		役務（録音反訳）	役務（録音反訳）（●●年度）	5年	
6 裁判統計に関する事項	(1) 統計の作成に関する業務	裁判統計作成上の基礎となる文書	資料文書	統計（事務）	資料	資料（●●年度）	3年	
	(2) 裁判統計に関する業務（(1)に該当するものを除く。）	裁判統計に関する業務についての一時的文書	一時的通達、統計システム関係事務連絡		統計関係文書	統計・システム関係（●●年度）	5年	
7 庶務に関する事項	(1) 公印の管理に関する業務	ア 公印に関する届書及び報告書	届書、報告書	庶務（事務）	届書、報告書	届書、報告書（●●年度）	5年	
		イ 庶務帳簿	公印簿、公印の管理に関する帳簿、契印機管理簿		庶務帳簿	公印管理簿 契印機管理簿	常用	
	(2) 会同又は会議に関する業務	ア 会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知		会同、会議	会同、会議	廃止公印簿（●●年度） 廃止公印管理簿（●●年度）	30年
		イ 会同又は会議に提出された文書	配布資料				会同、会議（●●年度）	3年
		ウ 会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書					
	(3) 文書の管理に関する業務	ア 文書の管理に関する連絡文書	一時的通達		文書（連絡文書）	文書（連絡文書）（●●年度）	5年	
		イ 文書の廃棄の意思決定が記載された文書	廃棄目録		文書（廃棄）	文書（廃棄）（●●年度）	5年	
		ウ 文書の保存期間等が定められた文書	標準文書保存期間基準（保存期間表）		文書（保存期間基準）	保存期間表（●●年度）	5年	
		エ 平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」第11の2の(6)の定めによる廃棄した短期保有文書に係る業務の類型及び廃棄をした日の記録	廃棄記録		文書（廃棄記録）	文書（廃棄記録）	5年	
		オ 文書の管理状況の点検及び監査に関する文書	実施要領、実施結果に係る報告文書		文書（点検監査）	文書（点検監査）	5年	
		(4) 広報に関する業務	広報に関する基本計画等が記載された文書		一時的通達、基本計画	広報（基本計画）	広報（基本計画）（●●年度）	5年
	(5) 出張連絡に関する業務	出張に伴う連絡事項が記載された文書	連絡文書		出張連絡	出張連絡（●●年度）	1年	
	(6) 図書及び資料（訟廷用図書資料を除く。）の整備及び管理に関する業務	図書及び資料（訟廷用図書資料を除く。）の整備及び管理に関する連絡文書	一時的通達		図書	図書（●●年度）	3年	
		(7) 情報化及び情報セキュリティに関する業務	ア 情報化及び情報システムの運用等に関する文書（イに該当するものを除く。）、情報セキュリティに関する内部規約の策定等に関する文書		一時的通達	情報（連絡文書）	情報（連絡文書）（●●年度）	5年
	イ 情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書、情報セキュリティに関する届出、許可等に関する文書		通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書		情報（届出等）	情報（届出等）（●●年度）	1年	
	(8) 庶務に関する業務（(1)から(7)までに該当するものを除く。）	ア 庶務に関する業務についての一時的文書	一時的通達、連絡文書、通知文書		庶務関連文書	庶務（一時的通達、通知文書）（●●年度）	5年	
		イ 庶務に関する業務についての一時的文書	閉鎖契印機管理簿		庶務関連文書	庶務（閉鎖契印機管理簿）（●●年度）	1年	

(注)

- 「業務の区分」は、事項に係る業務をその段階ごとに区分して記載する。
- 「業務に係る司法行政文書の類型」は、2により区分された業務に係る司法行政文書を類型化して記載する。
- 「司法行政文書の具体例」は、2により区分された業務において、法令により作成が義務付けられている司法行政文書、慣行により作成されている司法行政文書等を記載する。